

## (仮称) 藤沢市こどもの居場所づくり推進計画策定支援業務委託仕様書

### 1. 目的

2023年（令和5年）12月に閣議決定された国の「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下「国指針」という。）を踏まえるとともに、令和6年度に策定を予定している「藤沢市子ども・若者共育計画」（以下「市子ども計画」という。）を補完することを目的に、現行の「藤沢市こどもの居場所づくり推進計画」（以下「現行居場所計画」という。）を改定し、藤沢市域で幅広く実施されるこどもの居場所づくりに関する取組や支援策について、「(仮称) 藤沢市こどもの居場所づくり推進計画」（以下「居場所計画」という。）として策定を行う。

### 2. 委託期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

### 3. 業務委託の条件

居場所計画の策定に当たっては、令和5年度に市子ども計画を策定するに当たり実施した藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査に関するアンケート調査、支援者ヒアリング及び社会資源調査の内容を踏まえながら、業務委託の内容に示す調査・分析を行うとともに、居場所計画の策定を行うこと。

居場所計画の対象とする期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

### 4. 居場所計画の内容

#### (1) 公共の範囲

居場所計画に係る公共の範囲については、放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめとした本市が実施しているこどもの居場所づくりに関する事業及び青少年会館や児童館をはじめとする本市が運営するこどものための公共施設とする。なお、現行居場所計画に係る放課後児童健全育成事業における量の見込みと確保策については、本件委託事業には含まないものとする。また、原則として公共の範囲の情報収集については、委託者が行うものとする。

#### (2) 民間の範囲

居場所計画に係る民間の範囲については、地域団体や民間事業者が主催・運営している事業や施設とする。

### 5. 業務委託の内容

#### (1) 概略

現行居場所計画のうち、「第4章 地域における多様な居場所について」に相当する部分について、国指針を踏まえて、藤沢市の地域における多様な居場所の現状、課題、支援及び連携の方向性を整理する。

## (2) 各論

### ア 民営のこどもの居場所に関する情報収集・整理

藤沢市における民営のこどもの居場所に関連する地域資源を2023年度（令和5年度）に実施した社会資源調査や支援者ヒアリング（特に藤沢市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーへのヒアリング）の結果に加え、当市が把握している「こどもの居場所」に関する資料、藤沢市みらい創造財団や藤沢市社会福祉協議会が把握している団体やイベントなどの既存情報に加え、インターネット検索等により、藤沢市における民営のこどもの居場所に関連する地域資源情報を収集しカテゴリー別に整理し、分析を加えた上でデータの提供を行う。

### イ 民営のこどもの居場所へのヒアリング

アで整理したカテゴリー別に、現状と課題、藤沢市の支援や連携の方向性を把握するためのヒアリング内容の検討及びヒアリングの実施（アポイント、進行含む）、要旨の作成、分析、記録を行い、当該データの提供を行うものとする。

ヒアリングは、原則オンラインでのグループインタビューで、各回2時間、最大15回程度を想定する。現時点で対象となるものを記載するが、ヒアリングの実施に当たっては、対象となる団体等については、委託者と受託者の協議により変更を行うものとする。

- ・ふじさわこども食堂・地域食堂ネットワーク加入団体
- ・フリースクールの運営団体
- ・不登校の支援団体
- ・プレーパーク
- ・三者連携ふじさわ（学校・家庭・地域連携推進事業）
- ・郷土づくり推進会議
- ・地域の縁側
- ・藤沢地区保護司会及び関係する協力雇用主
- ・藤沢市のマルチパートナーシップで「子育て支援」「教育」「生涯学習」などの分野で包括連携協定を締結している民間企業や「子どもの体験」に関する事業を実施している民間事業
- ・把握した民営のこどもの居場所の運営者（オンラインやSNSなどの空間を居場所の運営にあたり実施している者を含む）

### ウ 調査内容に関するこども等への意見聴取に関する支援

居場所計画の策定に向けて、こどもをはじめとした関係者との意見交換会等を実施するに当たり、内容の検討、企画書の作成、意見交換会等への出席、要旨の作成、分析、記録を行い、当該データの提供を行うものとする。意見交換会（ワークショップ）は、全2回、各回3時間程度を想定する。なお、意見交換会に当たって必要となる文房具等については、原則として委託者の負担とする。

エ 居場所計画及び概要版、こども向け版に関するデータ作成

国の指針及び委託者が提供する公共の範囲に関する方針を踏まえるとともに、ア及びイの調査内容、ウの意見聴取をもとに、民営のこどもの居場所に関する現状と課題、当市の支援や連携の方向性について整理し、居場所計画の策定を支援するものとする。

居場所計画は素案、案、概要版、こども向け概要版のデータ作成を行うものとし、それぞれ次のとおりとする。

- |              |            |
|--------------|------------|
| (ア) 素案及び案    | A4、80ページ程度 |
| (イ) 概要版      | A4、10ページ程度 |
| (ウ) こども向け概要版 | A4、4ページ程度  |

オ パブリックコメント等の運営支援

市民、こども等を対象に実施するパブリックコメント等の資料作成、意見集約等の支援を行う。市民等などの意見に対する対応策について助言を行う。

カ 藤沢市子ども・子育て会議等への出席

居場所計画の策定に当たり、藤沢市子ども・子育て会議等において、調査内容や報告書について審議をする際に、出席及び必要な会議資料を作成する。(3回程度)

6. 業務スケジュール

2025年(令和7年)

4～10月 ・情報収集・整理の実施

・ヒアリング

・調査内容に関するこども等への意見聴取に関する取組

・「5. 業務委託の内容」(2) アからウまでの調査及び意見交換会に関する結果のとりまとめ

居場所計画(素案)の作成

11月～12月 ・居場所計画(案)の検討策定

12月 ・居場所計画(案)パブリックコメント等の実施

2026年(令和8年)

2月 ・居場所計画の報告

3月 ・居場所計画の策定

7. 成果品

受託者は以下のとおり報告書等をまとめ、成果品として納めるものとする。なお、成果品について契約不適合があった場合には、完了検査後であっても、受託者が速やかに補正しなければならない。

居場所計画（素案及び案）、概要版、こども向け版 各 1 部  
電子データ（CD-R、DVD-R 等媒体）を 1 部納品すること。

## 8. その他

- （1）本業務を遂行するに当たっては、委託者と十分な打合せを行うこと。
- （2）本業務を遂行するに当たって必要な調査に関するデータ及びその他関係資料は、委託者から受託者に貸与するものとする。
- （3）本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- （4）個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 4 年藤沢市条例第 17 号）の本旨に従い、適切に扱うこと。
- （5）本業務に当たっての資料及び成果は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- （6）本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定するものとする。
- （7）データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（別紙 1）を遵守すること。
- （8）藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取組項目を実施するよう努めること。

## 9. 委託者（納品場所）

〒251-8601

藤沢市朝日町 1 番地の 1

藤沢市役所本庁舎 3 階

子ども青少年部青少年課

電話 0466-50-8251

FAX 0466-50-8434

E-mail fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp

（以下余白）